

〔研究報告〕

無過失責任に対する受託者の対応
(信託財産の土壤汚染問題に関する受託者の
無過失責任を題材として)

佐々木哲郎

目次

第一章 はじめに

第1節 不動産管理処分信託の受託者が直面する土壤汚染問題

第2節 本稿の概要

第二章 土壤汚染問題に関する法的責任について

第1節 受託者が信託財産の土壤汚染問題について無過失責任を負うとき

第2節 工作物責任

第3節 隣接地の所有者等による妨害排除請求権

第4節 土壤汚染対策法上の責任

第三章 アメリカにおける受託者の土壤汚染問題関連法制違反の責任

第1節 スーパーファンド法

第2節 アメリカ信託法における受託者の対外的な責任規定

第3節 UTCの規律からわが国へ受ける示唆

第四章 土壤汚染の法的責任を負った受託者の求償の分析

第1節 信託財産への補償請求

第2節 受益者への補償請求

第3節 委託者への求償

第4節 汚染原因者への求償

第5節 指図権者への求償

第6節 求償方法の比較検討

第7節 責任限定特約等の限界

第五章 限定責任信託における無過失責任

第1節 受託者の責任限定の明確化

第2節 信託財産を超える損害の負担者

第六章 まとめ(財産管理者として受託者が担う役割に応じた責任分担の再考)

第一章 はじめに

第1節 不動産管理処分信託の受託者が直面する土壤汚染問題

(1) 不動産管理処分信託の受託者が直面する土壤汚染問題

近年の産業構造の変化や会計基準の変更は、企業の所有する不動産の売却を促進し、売却物件の供給を増加させた。これに対して購入意欲を見せたのは、海外投資家並びにJ-REIT及び私的な不動産投資ファンドである。これらの投資家は、不動産取引を行うにあたって、事前の詳細な資産査定(デューデリジェンス)を行っており、彼らの係わる不動産取引においては、資産査定の一環として対象不動産の土壤調査が行われてきた。さらにその影響を受けて、彼らが直接的に係わらない不動産取引であっても、ある程度の規模の取引であれば、事前に土壤調査を行うのが一般的になりつつある⁽¹⁾。

このような不動産取引慣行の変化によって、不動産管理処分信託の受託者は、以下のような場面で土壤汚染問題に直面する可能性が高くなっていると考えられる。すなわち、

- ① 土地取引に際し土壤調査を行うことが慣行化する前に設定した信託受益権を信託期間中に譲渡する際に土壤調査を実施して、信託設定時に認識していなかった土壤汚染の発覚。
- ② 信託財産の隣接地等で実施された土壤調査によって、信託財産の汚染が懸念されるような事実の発覚。
- ③ 土壤調査の対象地に建物などがあつたために生じた汚染物質の見落とし、調査方法の選択ミスや精度の問題で、事前調査では分からなかった問題の発覚。
- ④ 将来的な環境規制の強化による汚染物質の安全性評価基準の厳格

化や汚染物質の追加などによって生じる新たな問題などである。

現在の不動産取引は活況を呈しており、その多くが不動産の流動化に係わる取引であり、その仕組みの中に不動産管理処分信託が組み込まれていることから、受託者が土壤汚染問題に直面する蓋然性は一層高まっているといえることができる。

(2) 土壤汚染問題と受託者の無過失責任

わが国では、一般に信託財産の名義人である受託者が所有者としての責任を負い、土壤汚染についても、受託者は所有者としての無過失責任を負うものと考えられている⁽³⁾。そして、受託者の負担が信託財産の範囲を超えてもその責任を負うべきであるという、このような、受託者の所有者としての無過失責任の問題は、これまでも存在していたと考えられる。しかし、これまでは受託者が信託財産を超える責任を負う蓋然性は低く、例えそのような事態が生じたとしても、信託法36条2項の受益者への補償請求の問題として処理され、さほど問題視されてこなかったように思われる⁽⁴⁾。

ところが、本稿執筆時現在（2006年10月31日）審議中の信託法案は、受託者の受益者への補償請求権を規定せずに、受託者が受益者から補償を受けるためには、別途補償契約を締結する必要があるとされたことから、受託者が第三者に対して負う責任の分担に関する考え方は、大きく変わることとなると思われる⁽⁵⁾。

すなわち、受託者は、他人のために信託目的に従って信託財産を管理運用する者であって、実質的には信託財産の所有者というより、管理者又は名義人としての性格が強いと考える。この立場からは、所有者であることを理由として、受託者が無過失責任を無限に負うことに違和感を覚えるものである。しかしながら、不動産管理処分信託の発展により重さを増している信託財産所有者としての責任問題は、信託法の改正によりさらにその重要性が増すことになると考えられる⁽⁶⁾。

第2節 本稿の概要

そこで、このような無過失責任に対して、財産管理者として受託者は

どのように対応すれば良いか論じることにはしたい。

本稿では、第二章において受託者が無過失責任を負う場合を明らかに⁽⁷⁾するため、不動産管理処分信託の土壤汚染問題に関して、民法や土壤汚染対策法上の責任を中心に基本的な整理を行う。

第三章では日本の土壤汚染関連法制や受託者責任の特徴を考える。その際、アメリカにおける受託者の土壤汚染問題関連法制違反の責任に関するスーパーファンド法や統一信託法典の規定を介して、制度比較からの示唆を得、信託制度の中で受託者が信託財産を超えて無過失責任を負うことは必ずしも当然でないということが見出される。

第四章においては、一旦は、受託者が土壤汚染の法的責任を負うことを前提に、わが国において受託者の負った費用は、他の関係者に転嫁できるかを考える。すなわち、受託者の求償方法を信託関係者または原因者ごとに類型化し、それぞれの求償の実効性を個別に検討し、土壤汚染問題に関する処理費用の最終的な負担を受託者個人が強いられる場面を見定める。そして、流動化目的の不動産管理処分信託に生じた土壤汚染問題については、現実的には受託者が最終的な負担を個人的に負いかねないという厳しい結果を示す。

また、信託関係者等に対する求償方法は、従来、信託財産もしくは受益者への補償請求権の問題として扱われていたが、土壤汚染のような信託設定前に存在していた信託財産の瑕疵が原因で生じた費用を受託者が負担した場合には、委託者が債務不履行責任を問われて然るべきではないかということを検討する。

第五章においては、改正信託法（以下「改正法」という。）の下での一般的な信託では、（現行）信託法の下での信託よりも受託者が重い個人責任を負担する可能性が高いと解されるので、改正法の下では、保有リスクのある不動産の信託の引受にあたっては、限定責任信託が使われるようになると考えられる。それでは、限定責任信託では、果たして受託者の責任が限定されるのか。その結果として、信託財産を超える部分の信託債務はどのように扱われるのか。これらを念頭に、財産管理者として受託者が担う役割に応じた無過失責任への対応を考察したい。

なお、意見にわたる部分は私の個人的な見解であり、所属する組織の意見ではない。

第二章 土壤汚染問題に関する法的責任について

第1節 受託者が信託財産の土壤汚染問題について無過失責任を負うとき不動産管理処分信託の受託者が土壤汚染問題に関して無過失責任を負う可能性があるケースは、以下の三つが考えられる。これらの無過失責任について検討を加えたい。

- ① 所有者の工作物責任（民法717条）を理由に、被害者へ損害賠償責任を負う場合。ここにいう被害者とは、主に健康被害を受けた者、汚染された隣接地の浄化費用を自己負担した隣接地の所有者、浄化工事に伴う営業補償が必要な者、及びその他様々なタイプの被害者を想定しており、これらの者に対して、受託者は重い責任を負う場合がある。
- ② 隣接地等の土地所有者からの妨害排除請求権に基づく汚染物質の排除請求を受ける可能性。汚染が隣接地などの外延部に拡散している場合には、受託者は、被害を受けた土地所有者から妨害排除請求権に基づく汚染物質の排除請求を受ける可能性がある。
- ③ 信託財産の所在地にある都道府県知事から、土壤汚染対策法7条に基づき、土壤改善等の措置を命令される場合。

第2節 工作物責任

(1) 土壤汚染の工作物責任の対象となる工作物

そもそも土壤汚染の工作物責任の対象となる工作物に「汚染土壤」が含まれるのかという問題がある。

「汚染土壤」については、民法717条の文理解釈や砂利の採取跡の穴や単なる盛土も土地工作物に含まれるという判例⁽⁸⁾の解釈から、汚染土壤を工作物に含めることができるとする見解⁽⁹⁾がある。例えば、盛土の崩落による土砂被害は、土留めを行った工作物の破壊・損傷が直接的な原因で

あるが、盛土や掘削をした土が壁状に加工されただけの状態で擁壁として用いられる場合は、その擁壁を工作物と考えることができる。また、工作物責任の要件を構成する設置・保存の瑕疵については、宅地造成等規制法や関連条例等の法令に違反していなくとも、当該地の立地条件や隣接地との高低差や擁壁の傾斜の斜度、施工状況等によっては瑕疵が認められ、盛土等で作られた擁壁の所有者は、工作物責任を問われることがあり得る。しかしながら、「汚染土壌」は、それ自体は工作物ではない。汚染物質を土壌に放出した原因となった建物および構築物の占有者もしくは所有者が、工作物責任を負うことになると考えられる。

「汚染物質を放出した建物および構築物」とは、例えば、汚染物質を適切と思われる方法で敷地内にコンクリート詰にして、一般の土壌と遮蔽したにも関わらず、汚染物質を封じ込めた工作物に瑕疵があって汚染物質が漏れてしまった場合であれば、遮蔽目的で使われているコンクリートの塊などが該当すると考えられる。また、工場などからの排出物により汚染された土壌が引き起こした問題は、工場などの工作物責任の範囲と考えるのが自然である。

したがって、土壌汚染の責任は、単純には土地の占有者もしくは所有者の工作物責任と捉えることはできない。⁽¹⁰⁾むしろ、汚染源となった建物および構築物に起因した責任であり、信託財産に建物および構築物が含まれている場合には、受託者の工作物責任が問題となる。

(2) 信託財産の占有者と所有者の関係

不動産管理処分信託の受託者が締結する建物賃貸借契約の特性を考えると、工作物責任の責任主体である占有者と所有者の関係を整理する必要がある。

不動産管理処分信託の大半は、不動産の賃貸管理を目的にしているところ、受託者は、自らの管理負担を軽減して投資スキームの器たる役割の提供に特化し、オフィスや住宅などの建物全体をマスターレシーに一括賃貸して、マスターレシーがエンドテナントへ個々の区画やフロアを個別に転貸することが多い。また、大規模商業施設やオリジネーターがそのまま建物を利用し続ける場合は、一括して彼らが直接受託者

から建物を借りることもある。いわゆる「一棟借り」である。

ところで、民法717条の工作物責任を負う者は、第一次的には当該工作物の占有者である。所有者は、占有者が損害の発生の防止に必要な注意をしたことを立証し、免責された場合に限り、第二次的に賠償責任を負う。占有者が免責事由を立証できない場合には、占有者の単独責任となる。不動産管理処分信託においては、エンドテナントや一棟借りテナントが直接占有者で、転貸スキームではマスターレシーが間接占有者に相当する⁽¹¹⁾。同一物件に両者が存在する場合には、直接占有者が第一次的に責任を負い、直接占有者が免責されるときは、二次的に間接占有者が責任を負うとする判例や学説がある⁽¹²⁾。

717条の規定について判例・通説⁽¹³⁾に準じた場合、受託者は、どのようなときに工作物責任を負うか、それぞれの占有者が工作物責任を負うであろう工作物の範囲について考える必要がある。①賃借人であるマスターレシー又は一棟借りテナントと、②転借人であるエンドテナントに分けて考える。①マスターレシー及び一棟借りテナントは、賃借権が当該建物及びその敷地全体に及ぶと解されるので、建物の外壁や外構、汚染物質を封じ込めた工作物等に起因した土壤汚染に関する工作物責任を負う。②一方、エンドテナントが工作物責任を負う範囲は、建物専用部分に限定されるので、一般的に考えて、汚染物質の放出に関する工作物責任は問われないと考えられる。

このように整理すると受託者が工作物責任を負うケースは、マスターレシーや、一棟借りテナントがいない場合及びこれらが免責された場合⁽¹⁴⁾に限定されることになる。

第3節 隣接地の所有者等による妨害排除請求権

信託財産に生じた汚染被害が地下水脈などを通じて広域に拡散した場面などを想定すると、隣接地の所有者等から受ける妨害排除請求権によって、受託者が責任追及を受けて、負担が生じるおそれがある。

物権的請求権は、不法行為による損害賠償請求権と違い、故意・過失は不要であり、権利の円滑な実現が妨げられただけで当然に発生する。

しかし、土壤に含まれる汚染物質の除去を妨害排除請求の対象とできるかどうかについては議論がある⁽¹⁵⁾。

物権的請求権の内容は、妨害排除の費用負担とは関係なく、ただ妨害除去のための物権行使に対する一定の協力の請求に尽き、妨害の発生につき一般責任原則による責任がない場合には、物権的請求権の効力は、所有権の権利侵害の停止、および所有者自らがなす除去行為の受忍という消極的な不作為義務に尽きるといふ説からは、すでに発生した土壤汚染の除去は、本請求権によって主張できないことになる一方で、妨害排除は「原状回復」を目的とする説があり⁽¹⁶⁾、この説によると汚染土壤の洗浄や入換えまでが原状回復の範囲であると解する。いずれの説に依るべきか判然としないので、実務家としては隣接地の所有者等から妨害排除請求を受ける場合も受託者が無過失責任を負う可能性のあるものとして対応を考えざるを得ない。

第4節 土壤汚染対策法上の責任

(1) 立法趣旨

土壤汚染対策法は、環境汚染拡散防止を立法目的とする法律で平成15年に施行された。汚染原因者もしくは所有者等（所有者・占有者・管理者）のうちいずれかの者が都道府県知事の行政命令によって汚染の除去等の措置を講じさせられる。この法律の特徴は、以下の通り⁽¹⁸⁾である。

- ① 不動産登記簿などで特定が容易な土地所有者によって対策が迅速に実施されること。
- ② 複数当事者間の紛争の回避を期すものであること。
- ③ 制度の実効性と行政コスト軽減に高い価値が置かれていること。

(2) 汚染除去等の措置命令の対象者の限定と措置命令による問題解決の限界

土壤汚染対策法7条に基づいて発令される措置命令は、汚染原因者が特定された場合には、所有者の了承を前提に知事が汚染原因者に命じることが原則である。しかし、所有者は特定が容易で、現地での土壤調査や汚染拡散防止措置を実施する際は、所有者自らの権限で作業が可能で

あるため、結局は所有者に命ぜられることが多くなる。

この法律は、信託受託者に関する規定を特に置いていない。しかし、土地の名義人である受託者は、知事から措置命令を受ける可能性がある⁽¹⁹⁾。ところで、措置命令は、誰も措置費用を負担しない事態を回避することを目的として所有者等に無過失責任を課す一方で、無過失の所有者に対する抜本的な浄化命令は酷であることから、①措置命令で求められる措置が必要最低限に近い内容になりがちであり、また②被害者への損害賠償責任は、法律上対象としておらず、土壤汚染対策法による土壤汚染問題解決には一定の限界がある。

(3) 措置者の汚染原因者に対する求償権

措置命令を受けた者は、土壤汚染対策法8条に基づき、汚染原因者に対して汚染の除去等の措置に要した費用を請求することができる。請求権は、汚染の除去等の措置を講じ、かつ、原因者を知った時から3年間の消滅時効にかかる。また、措置を講じた時から20年の除斥期間が規定されている。原因者が無過失であっても措置者は求償可能なこと、また、土壤汚染の原因行為がはるか昔に行われたものであっても、消滅時効及び除斥期間が現在から起算されることで、措置者の保護が図られている。

第三章 アメリカにおける受託者の土壤汚染問題関連法制違反の責任

第1節 スーパーファンド法

(1) スーパーファンド法の概要とブラウンフィールド問題

1980年に制定されたアメリカの包括的環境対処・補償・責任法⁽²⁰⁾(CERCLA)は、連邦政府が自ら土地を浄化するために設立した巨額の有害物質信託基金⁽²¹⁾の名前が由来で、通称スーパーファンド法と呼ばれており、その特徴は、厳格な連帯責任を広範囲の者に対して課す点にある⁽²²⁾。

同法に基づいた責任を課された浄化義務者や費用負担者は、潜在的責任当事者⁽²³⁾(PRP)と呼ばれるが、次第に土壤汚染に関するPRPの過大な責任負担⁽²⁴⁾が明らかになり、この責任を回避するインセンティブが

PRP の対象となりうる者に強く働いた結果、以下のような問題⁽²⁵⁾が生じて、PRP から善意の購入者等を除外する方向に修正された。

- ① 土壌浄化の効率が悪いこと。PRP 間の責任の擦り付け合いが始まって、関連費用に占める訴訟費用の割合が著しく高くなり、直接浄化に回った費用が相対的に減った。また、PRP 間の係争等による浄化作業の遅延が生じた。
- ② ブラウンフィールド問題の発生。工場跡地など有害物質や汚染物質が存在し、又はその存在が疑われる地域 (=ブラウンフィールド。その多くは軽微な汚染地) への投資・開発がストップした。ブラウンフィールド問題では、現地での雇用・経済が停滞しただけでなく、工場・住宅等を新設するために自然環境豊かな地域が開発され、緑地帯の消失や汚染の拡散という新たな環境問題を発生させた。⁽²⁶⁾

(2) 善意の購入者等に対する免責

1986年のスーパーファンド法修正・再授權法⁽²⁷⁾ (SARA) による修正で善意の購入者の抗弁を導入した。その後、州によっては、ブラウンフィールド問題を巡る州法・州プログラムによって、将来の土地利用の仕方によって浄化基準が緩和され、また、将来の購入予定者の浄化責任が限定された。

1995年に連邦環境保護庁 (EPA)⁽²⁸⁾ は「ブラウンフィールド・イニシャチブ」のような自主的な浄化プログラムの開始、1996年「資産保全・融資責任者・預金保険保護法」の制定による融資者の責任限定を定めた。そして、2002年には、善意の購入者及び購入予定者をスーパーファンド法の浄化責任から解放する「零細企業責任救済及びブラウンフィールドズ再活性化法」⁽²⁹⁾ を制定して、次のような規定を設けた。

- ① 他人の所有する隣接地等からの放出のみによって自己の所有地が汚染された者は、同法の所有者又は管理者としての責任を免除される (221条)。
- ② 善意の購入見込者 (及びその賃借人) は、その者が対応措置の実施や自然資源の修復を阻害しない限り、同法の所有者又は管理者としての責任を免除される (222条)。

無過失責任に対する受託者の対応

これらの規定を導入した結果、浄化費用負担命令の発令対象から、発令者が最も特定し易い所有者の一部が外れ、EPAは、善意の所有者らに変わる責任当事者の探索負担と、自らが最終的な浄化費用を負担するリスクが増大したが、ブラウンフィールドのアセスメント活動及び浄化向けの2億5千万ドルを上限とする基金を設立して問題解消に備えた。

(3) 受託者のスーパーファンド法上の責任

判例では、受託者であるというだけでスーパーファンド法に定める責任を負うとは限らない。スーパーファンド法の下での「個人」の定義は、純粋な個人以外に会社や商業団体を含んでいるものの、受託者を含むか否かを明確にしていない。

スーパーファンド法の下で、受託者が責任を負わないとした複数の判決理由を分析した研究⁽³⁰⁾があり、以下の観点が、受託者への責任の帰属を決める主要素としている。

- ① 受託者が、消極的であること。
- ② 受託者が、財産の管理に関する決定に影響する能力が与えられていないこと。
- ③ 受託者が、財産の管理者として関与していないこと。
- ④ 受託者が、所有期間中に財産の汚染を検査して、(汚染があれば)適正な取締当局へ届出した後に浄化する努力を続けていたこと。

(4) わが国の土壤汚染対策法における善意の不動産購入者の責任

わが国の土壤汚染対策法は、改正後のスーパーファンド法を参考に制定されたにもかかわらず、土地所有者が善意の購入者である場合も免責⁽³¹⁾されないと解されている。

しかし、そのような土壤汚染対策法に対して衡平の観点から疑問を投げかけ、善意の購入者の免責を主張する説⁽³²⁾がある。その論拠は、①土壤汚染が隠れた問題であり、予見可能性がなく購入した所有者が、直ちに責任当事者として相当に高い浄化費用を負担させられるということに問題があること。②アメリカ以外の諸外国の汚染土壤浄化制度においても、汚染地を購入した所有者はむしろ被害者であると考えられていて、善意の購入者が免責⁽³³⁾されていることにある。

この見解を信託に関して考えると、土壤汚染について善意の受託者も被害者である。土壤汚染問題の発生に対して予見可能性がない受託者に浄化費用を負担させることは酷なので、善意の購入者と同様に免責されると考えられ、妥当な結論が得られる。

第2節 アメリカ信託法における受託者の対外的な責任規定

(1) 信託法リステイメント

信託財産に起因する土壤汚染問題に関する無過失の受託者の責任に関する直接的な規定は、第2次信託法リステイメントには見出すことができない。この問題に適用可能な一般条項は、受託者の信託財産の名義人としての責任に関する規定(265条)⁽³⁴⁾を挙げることができる。当該規定は、受託者の第三者に対する責任に関する規定(264条)⁽³⁵⁾とは別個に設けられた規定であって、受託者が信託財産の名義人であることだけでは、信託財産を超えて受託者が責任を負わない旨規定されている。契約や不法行為の場合、受託者が、何らかの程度で責任の発生に関与していた場合が多いのに対し、所有者責任は、まさに信託を引き受けただけで発生するものであり、無限責任を負わせるのがあまりにも酷だ、ということであろう⁽³⁶⁾。なお、これと同様な規定を第1次信託法リステイメントに遡ってみることができる⁽³⁷⁾。

265条の規定は、不動産の所有に付随する租税債権などが対象とされるが、土壤汚染問題に関する受託者の責任の全部又は一部が包含されるかは定かではない。

また、264条と265条の間における無過失責任の扱いは不統一で、例えば代位責任としての被用者責任のように不法行為責任につき、受託者が無過失責任を問われるような場合は、264条の問題であり、無限責任であるなどの矛盾があったが、その後UTCでは、不法行為の場合も、受託者が無過失の場合には個人責任を負わない方向に向かった⁽³⁸⁾。

(2) 統一信託法典

統一信託法典(UTC)⁽³⁹⁾1010条(b)項⁽⁴⁰⁾では、信託の管理運用の過程で生じた不法行為、または信託財産の所有もしくは支配から生ずる義務に関

連して負う責任について、受託者が無過失であれば、受託者は個人責任を負わない。これは、土壤汚染関連法制違反のような環境法違反の責任についても同様である。

現代のアメリカでは、信託の管理運用につき無過失である受託者は個人責任を負わない。このことは、信託事務処理に関して第三者に対してなした不法行為について、信託法リステイトメント264条に代表される受託者の対外的な責任に関するアメリカの伝統的な法理を覆すものである⁽⁴¹⁾。

また、受託者の無過失責任範囲について矛盾する規律であった信託法リステイトメント264条と265条とが、伝統的な信託財産所有者の責任の規律である265条の考え方に一本化された事実は、現代の受託者の対外的な責任を考える上で重要である。この受託者の第三者に対する責任規定に関して、土壤汚染問題における受託者の過大な負担が、受託者の対外的な責任規定を見直して限定責任に一本化する一つの契機となったことが伺えるようなコメントを UTC の起草者が残している。すなわち、「近年、環境法違反などが大きな問題となっており、不動産を信託財産とする受託者にとって重大な懸念となっていた。1010条(b)項では、この懸念に対応して、やはり個人的な過失がなければ、環境法違反についても、受託者は個人責任を問われることがない。」⁽⁴²⁾

アメリカとわが国との間には、土壤汚染問題関連法制における法的責任の重さに違いがあるにしても、なお、このような規定の存在は、わが国における信託財産の土壤汚染問題の対応を考える上で、貴重な示唆である。

第3節 UTCの規律からわが国へ受ける示唆

(1) 受益者への補償請求権の有無に焦点をあてた制度比較への疑問

日本における受託者から受益者への補償請求権は、受益者の保護に欠けて、日米の信託制度を比較する上でアメリカの信託と顕著な差異を生む規定であるとの批判がある。伝統的なアメリカの受託者責任の考え方は、受託者の求償権を介した受益者の実質的な無過失責任を認めない。これは、受益者の保護こそが受託者本来の役割であること、また、ある

財産を信託設定した以上、受託者は対外的には個人責任を負うことは、信託制度の社会的信用のために不可欠という、尊重すべき理念に基づき、本質論としては説得力を持つ。

しかしながら、UTCでは、受益者に補償請求できないという原則を維持したまま、受託者の無過失責任は信託財産の範囲に限定する方向に変更されて、受託者が信託財産の価値を上回る責任を負わないことになった。したがって、UTCでは、受託者が受益者への補償請求を必要とする局面がないと考えられる。このことを踏まえると、日米信託制度における差異は、受託者が負う無過失責任の範囲の違いにあると言えよう。

(2) 受益者への補償請求権の是非論に関する私見

受益者への補償請求権の是非論は、信託法改正の過程においても大きな論点であった。日米信託制度の比較の観点で問題視する意見を除く、否定論の主な論拠は、以下の通りである。

- ① 信託が債務超過になった場合に、受託者が無過失責任の個人負担を強いられることは、酷ではあるが、そのような事態はあまり起こらない。
- ② 一旦費用を負担した受託者は、法が用意した様々な手段で求償すれば足りる。
- ③ 信託銀行のような営業信託の受託者は、報酬を得ることもできるのだから、そのような損失は、ある種の危険負担として甘受してもいい。
- ④ 信託行為の当事者でない受益者が当然に補償請求権を負うのは不当。信託財産に関する情報も受託者より少ない。
- ⑤ 受益者は、自分で信託財産を守ることはできないが、受託者は、信託財産を守るために、受託者が保険を掛けることも可能であり、場合によっては付保が義務づけられる。

しかし、本稿のテーマの観点からは、それぞれ以下の通りに反論を行うこともできるため、必ずしも否定論が確固たる論拠を有する訳ではないと考えられる。すなわち、

- ① 信託財産の土壤が汚染されている場合には、信託が債務超過に陥

無過失責任に対する受託者の対応

るおそれがある。取引の活性化や不動産管理処分信託の活用が進んで不動産取引慣行が変化したことから、土壌調査の事前実施が一般的になり、信託財産の土壌汚染問題が発覚する蓋然性が高まっている。

- ② 受託者が一旦負担した費用の求償の実効性には疑問があり、のちに第四章で説明するように、受託者が結果的に個人負担を負うことが少なくないと考えられる。
- ③ 受託者が、およそ他人のために財産を管理運用することによる報酬を得ているだけで信託財産が生み出す固有の利益を得ていない以上、信託報酬と所有者としての対外的責任について最終的に負担するリスクをバランスさせる発想は、信託報酬の現行水準の下では経済合理性を欠く。
- ④ 受託者の情報提供義務⁽⁴³⁾により、受益者は、信託財産に関する状況を受託者に報告させることができ、財産管理の専門家である受託者からの情報の質は、一般的に考えて高いと期待できる。
- ⑤ 土壌汚染問題の費用負担リスクを保険でカバーすることは、のちに第四章第7節(4)で説明するようにいろいろと問題があり、一概に効果的とは言えず、受託者は環境賠償責任保険への加入を義務付けられないと考えられる。

これらの議論を通じては、どちらの主張も決め手を欠いている感が拭えない。

おそらく、議論の前提となるべき無過失責任が、受託者もしくは受益者の無限責任になる理由が今ひとつ明らかでないこと、少なくとも、受託者が対外的な無過失責任を負う合理性は、無過失責任を受託者と受益者のどちらで負担するかという議論からは説明できないことに原因があると考える。

(3) 信託法を現代化する議論における無過失責任の位置づけへの疑問
受益者への補償請求権に関する議論において他の論拠が決定力を欠く中で、法制審議会では、アメリカでは受託者は受益者へ補償請求できないことが伝統的な法理であって、受益者が補償請求される可能性のあるような規律があるとする、もはや信託とは呼べないという意見が、重

視されていたようである。

しかし、UTCの規律がアメリカの現代的な信託法理を反映したものであるならば、アメリカの伝統的な信託法理を持ち出し、受益者利益の保護を主張することをもっては、現代の日本において、受託者が、無過失責任を無限に負う規律を妥当とする決定的な理由にはなりえない。UTCの受託者の無過失責任が限定的になった背景にあると考えられる環境法違反の責任は、わが国では顕在化していないものの、受託者に潜在的な脅威を与えている両国に共通する問題だからである。

また、無過失責任に関するアメリカの信託制度の変容を素直に解すれば、UTC 1010条(b)項の規律は、不法行為に関する伝統的な信託法理の下では、受託者に対する過酷な負担が生じて、法理を変えてまでも解消しなくてはいけない問題として位置づけられて、現実的な解決を試みた結果である。そして、信託財産所有者としての受託者の責任については、アメリカは少なくとも80年に渡り、受託者の個人負担がない立場をとっていたのである。

信託法案では、無過失責任について受託者が個人責任を負う前提を維持したことで、結果として、不法行為に関するアメリカの伝統的な信託の規律と同様の制度になったと見ることもできる。このような帰結が、受益者への補償請求権に関する議論を経て導き出されたわけであるが、その妥当性については、本稿のテーマの観点から眺めると疑問である。

第四章 土壤汚染の法的責任を負った受託者の求償の分析

近年の不動産管理処分信託では、無過失責任を受託者がそのまま引き受けることを想定しているものは極めて少なく、対外的な責任を負った受託者から信託関係者間への責任分担ルールが設けられるものが大半である。ところで、合理的に決められた責任分担ルールは、受託者の責任を限定するために機能するだろうか。一旦、無過失責任を負担した受託者がする求償の効果を見極めることで明らかにしたい。

そのために受託者からの求償を5つ挙げて実効性を分析する。

第1節 信託財産への補償請求

現行法では、受託者は、信託事務処理に必要と認められる費用や、自己に過失なくして受けた損害を補償請求権によって信託財産に求償することが可能である。また、信託費用の支払い時点が補償請求権の起算点と解されるので、仮に、土壤汚染の原因行為がはるか昔に起きたことであったとしても、信託費用の補償請求権は時効にかからない。このような信託財産への補償請求は、受託者にとって使い易い求償方法である。

しかしながら、深刻な土壤汚染を疑われる不動産は、求償の財源には期待できない。なぜならば、このような不動産が信託財産であれば、汚染された状態での売却は困難で、換価処分が容易ではないからである⁽⁴⁴⁾。

第2節 受益者への補償請求

(1) 信託法で補償請求が許されるとき

現行法上どのような場合に受益者への補償請求が許されるかを検討する。能見教授は、受益者への補償請求が持つ意味は、信託財産でカバーできない損失を誰が負担するかという問題と位置づける⁽⁴⁵⁾。そして、補償請求が許される基準について、受託者が誰であるか、例えば業者か個人か。受託者の権限がどのようなものか、例えば単なる管理か、より積極的な運営・投資を行うのか。発生するリスク・責任の性質などを総合的に考慮して判断すべきという大枠を示す⁽⁴⁶⁾。

特に、「通常土地信託では、委託者自身が受益者であり、かつ、信託期間終了時には土地と建物が委託者兼受益者に戻ってくるのであるから、受益者が間接的な無限責任を負うことは、それほど不合理ではない⁽⁴⁷⁾」と述べられるが、このような理由に基づけば、通常土地信託に限らず自益の不動産管理処分信託についても妥当な結論であろう。

(2) 信託財産に瑕疵がある場合の求償

上の考え方を本稿のテーマに即して、土壤汚染のような信託財産の瑕疵で信託財産が債務超過になった場合について敷衍する。すなわち、受益者への補償請求を回避することで受益者の保護を図ることを優先するのであれば、自益信託については、委託者の立場に対する責任を追及で

きないか。

委託者への求償根拠の詳細は次節に述べるが、信託財産に瑕疵がある場合においては、自益信託の受益者に信託費用を負担させることに妥当性があるとされるより、むしろ委託者としての責任が認められるからではないだろうか。⁽⁴⁸⁾ また、このように解することで信託財産の瑕疵による費用負担は、他益信託であっても委託者に求償できるので、他益信託の受益者への補償請求に否定的な見解にも反しない。⁽⁴⁹⁾

(3) 信託財産に瑕疵がある場合における受益権の放棄の効果

信託財産に瑕疵がある場合、委託者に対する債務不履行責任の追及が可能であるとの考えをとると、受益者の補償義務に関する信託法36条3項による受益権の放棄の効果について、いかなる見解をとったところで、自益信託の委託者兼受益者は、受益権を放棄しても委託者としての責任を免れないことになる。

第3節 委託者への求償

(1) 瑕疵ある信託財産を引渡した委託者の責任

対外的責任を負った信託が債務超過になったとき、現行法の下では、信託財産を超える費用や損失は、受託者が一旦負担するが、これを受益者に補償請求できるというような理解が一般的であったので、委託者への求償はあまり検討されていない。ところが、改正法では、受託者は受益者へ補償請求できなくなる。

受託者と受益者とが、信託契約とは別に補償契約を締結することは否定されないので、補償契約次第では、必ずしも実務的な支障は来さないかもしれない。しかし、適切な内容の補償契約を締結できるとは限らず、適切な契約が締結できないときは、自益信託の委託者兼受益者であっても利益を享受しながら責任を免れることになりかねない。無過失の受託者が最終的に個人負担する事態を招きかねないが、法改正の基本理念が受益者保護を貫徹する立場に立つ以上は、受託者は、受益者への補償請求以外の求償方法を考えていかざるを得ない。

本稿の問題設定のように費用発生の原因が信託財産にあるのであれ

ば、瑕疵ある財産を受託者に引渡した委託者の責任を問うべきところだが、信託法には委託者の責任に関する規定がない。仮に民法570条の売主の瑕疵担保責任を類推適用するのであれば、信託の設定が有償行為であることを理論的に説明しなければならない。しかしながら、受託者の負担する費用やリスクが売買の目的物の対価とは考え難く、説明は簡単ではない。⁽⁵⁰⁾ また、実務では、委託者などの表明保証条項を信託契約に設けることが多いが、⁽⁵¹⁾ 表明保証条項は、必ずしもすべての信託に設けられているものではなく、条項解釈も分かれることがあり、責任の帰属をめぐる紛争解決手段としては万能ではない。⁽⁵²⁾ そこで、民法の契約責任の考え方を援用して、委託者への責任追及を検討する。

(2) 委託者の債務不履行責任

契約による信託の設定があれば、委託者は信託財産の瑕疵に対する責任を負うのか。受託者が民法415条の債務不履行責任を追及するには、委託者の負う契約上の義務と、委託者が負う義務履行責任の二つを明らかにしなくてはならない。

契約上の義務の一般論としては、契約に規定がなくとも、相手方に損害を与えてはいけないという義務がどんな契約にも求められよう。土壤汚染問題の費用を受託者が個人負担して、受託者の固有財産が毀損することは、まさに信託財産を受託したことに伴う損害である。さらに予測した以上に問題解決のための時間や人を要したことによる、他の収益機会の損失や人件費などは、一般には信託財産から支弁を受けることはできないことから、やはり、信託財産からの支弁だけでは、解消しきれない損害であろう。

また、これに対する反論として信託を設定した以上、受託者がこれらの損害を受けることも含めて了承したと解されるので、委託者に責任を問えないという考えもあり得るが、疑問である。なぜならば、仮に信託の主たる目的が、土壤汚染に関する紛争解決であれば、訴訟信託になる。訴訟が主たる目的ではないにしても、信託設定時に信託当事者に信託財産が土壤汚染されている認識があれば、関係者の間で措置方法を十分に話し合い、その結果、通常は対処費用相当額の金銭の信託を始めと

する何らかの手当てや、規律が置かれることになるからである。

そして、もし、信託契約にそのような規律が置かれていないとするならば、土壤が汚染されている財産を引渡すことを委託者および受託者が志向していないことは、一般的に考えて明らかである。したがって、信託財産の瑕疵を原因とする何らかの損害発生⁽⁵³⁾の懸念について、予め何の定めもないような信託契約を結んだ限りは、「受託者に損害が及ぶことのない財産を受託者に引渡すこと」について黙示の合意があると考えられる。

次に、債務不履行の要件について、通説に従って委託者の過失が必要とすれば、これは、信託財産の引渡しにあたり委託者の行為をどのように評価するかの問題である。

土壤汚染に関しては、委託者が引渡し前に土壤調査を実施して汚染を発見したか否かという基準がまず考えられる。ただし、土壤調査を実施したからといって土壤汚染問題が将来発生しないとは言い切れない。土壤調査では、調査対象地に建物などがあって物理的な制約を受け、汚染物質が見落とされることや、将来の規制強化による汚染物質の安全性評価基準の厳格化や、汚染物質の追加が考えられるからである⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾。また、調査結果の信頼性は、掘削調査の位置や、サンプル数の多寡、深度設定などにより揺らぎ、中には、調査では発見できないような委託者のみが知りえた事実が、土壤汚染を裏付けている場合もある。したがって、土壤汚染の懸念のある土地の安全性は、必ずしも確実に判定できるものではない。

しかしながら、少なくとも、委託者は、土壤汚染の懸念がないことを信じることに正当な理由がないにもかかわらず、専門の第三者機関による土壤調査を実施せずに、信託財産を受託者に引渡した後に発覚した土壤汚染による損害については、受託者に対する履行に過失があったと考えられる。

つまり、契約による信託の設定は、何らかの損害発生⁽⁵³⁾の懸念について、予め何の定めもないような信託契約を結んだ限りは、受託者に損害の及ぶことのない財産を受託者に引渡す義務が委託者に生じる。そし

無過失責任に対する受託者の対応

て、土壌汚染に関しては、委託者が信託財産に関する適切な調査を正当な理由なくして実施しなかった場合には、委託者は、信託財産の瑕疵に対する責任を負い、受託者が負担した費用を賠償しなくてはならないと整理できる。

(3) 委託者の表明保証について

土壌調査の実施が、将来の問題発生を担保するものではないことは、先に説明した通りである。したがって、実務では、土壌汚染の懸念がある土地を信託設定する場合は、委託者の表明保証条項などで信託財産の瑕疵から生じた問題の責任分担と対応方法を受託者と信託関係者間で規定することができる。

表明保証条項で信託財産には瑕疵がないことを表明したにもかかわらず問題が生じた場合は、委託者の過失の有無にかかわらず委託者が一切の責任を負うという表明保証条項の履行責任として、委託者が受託者に代わり対外的な責任を負い、もしくはこれに対応した受託者の損害を賠償すると規定するのが一般的である。現在は、この方法が当事者の意思に合致し、現実的である。

第4節 汚染原因者への求償

汚染原因者に対する求償について、受託者は、過失不法行為に基づく損害賠償請求権と、土壌汚染対策法に基づく措置費用の求償権を行使できるが、実際問題としてはあまり効果的とは言えない。なぜならば、過失不法行為に基づく汚染原因者への責任追及は、除斥期間を超えてできないのであり、過失責任の立証も困難であること。土壌汚染対策法の起算点は、浄化措置を講じた時なので、早々に時効にかかる心配もなく、無過失の汚染原因者への責任追及もできるため、行使は可能であるものの、求償範囲が措置費用に限定され、狭いからである。

第5節 指図権者への求償

信託を使った不動産投資スキームにおいて物件の管理を担当するプロパティマネージャーや、運用処分方法を指図するアセットマネージャー

などを一般的に指図権者というが、これらの指図権者の責任規定は日本の信託法にはない。したがって、指図権者の指図に受託者が従った結果、予期せぬ対外的責任を負ってしまった場合の指図権者への求償は一般法に委ねられることになるが、過失不法行為責任を追及する場合の立証が難しい。

実務では、受託者が指図権者との契約において損害賠償規定を定め対応することもあるが、必ずしもすべての指図権者との間で定められるものではなく、内容についても指図権者に原因⁽⁵⁵⁾があつて毀損した信託財産の回復を担保するものであるとは限らない。

第6節 求償方法の比較検討

以上の受託者の求償方法に関する検討を踏まえ、受託者が負担した費用の個人負担が求償で回避されるのか、すなわち、求償の実効性を次の三つの観点から再検討して、総合的な評価を下したい。

(1) 求償する資力

相手方の資力が欠ける場合には、求償の実効性は損なわれる。流動化スキームにおける土壤汚染問題の発生は、以下のように受託者が誰からも満足な補償を受けられなくなる事態を引き起こしかねないと考えられる。

- ① 信託財産について、土壤汚染を疑われる土地が信託財産のときは、当該信託財産は、換価性に欠け、資産価値を有しない。
- ② 受益者について、昨今の流動化スキームではSPCが受益者になっている場合が多く、大半のSPCは信託受益権以外の資産を有さない。信託財産の大層を占める不動産が価値を失っている信託受益権しか有さない以上、SPCからの補償は期待できない。
- ③ 委託者について、借入金返済を目的に自益信託を設定して信託受益権を譲渡した場合は、委託者に譲渡代金が滞留せず、弁済とともに当初委託者の資産がなくなることがあり得る。
- ④ 汚染原因者について、原因者が、かなり以前に土壤汚染の原因行為をしていたような場合には、当時の汚染原因者たる法人は、すでに清算されているか、資力を失っていることが考えられる。

(2) 求償範囲の広狭

理論上、受託者の求償範囲が比較的広いと考えられる以下の手法を駆使したとしても、実際に求償できる範囲は不確定であり、受託者が実際に負担した費用や損害を賄えない虞がある。

- ① 補償請求権は、受託者に過失なくして生じた費用損失全般という広い範囲で補償請求が可能であるが、信託財産への補償請求は期待できず、改正法では、受益者との補償契約の記載次第では、請求可能な範囲が限定されることもある。
- ② 委託者への求償は、信託法に規定がなく、本稿で一定の場合には債務不履行責任の追及が可能であるという解釈を試みたに過ぎないので、その実効性に関しては、今後の評価を待つしかない。もし、適用が認められるのであれば広い範囲で求償が可能と思われる。
- ③ 汚染原因者への求償は、過失不法行為責任の追及が難しく、土壤汚染対策法による求償に依拠することになる。そうなると求償範囲は、措置命令に従った浄化措置の費用程度までに狭まる。

(3) 求償権の除斥期間

時効の影響を受けにくい求償方法には、補償請求権と土壤汚染対策法の求償権とがある。

- ① 補償請求権については、改正法では、資産価値のない信託財産のみが補償請求の対象であること、受益者へ求償できたところで資力次第であることが問題である。
- ② 土壤汚染対策法は、求償範囲が狭いことから、これらの権利を行使しても、受託者の個人負担を回避できるのか疑問である。

(4) まとめ

これらの観点から、受託者の求償の実効性を総合的に評価すると、受託者が対外的に負担した費用を補償で賄うことは、必ずしも期待できない。したがって、信託設定や信託財産の管理を適切に遂行したにもかかわらず、受託者が最終的に個人負担する可能性は少なからず残るのである。

第7節 責任限定特約等の限界

(1) 不動産投資スキームのピークルである受託者の責任分担

信託は、投資スキームの器にすぎない受託者が無過失責任を無限に負う仕組みであるところ、受託者はそれに見合った対価を得ていないというデメリットが受託者にあるにもかかわらず、不動産投資スキームの主なピークルとして使われている。おそらく、制度設計の柔軟性、倒産隔離状態を比較的容易に作り出せることや、受益権譲渡の取引費用が比較的低廉なことが評価されてのことと思われる。

受託者の役割期待を果たす役務提供の対価と役務の負うリスクとの不均衡を解消するための方策は、信託債権者との責任限定特約、問題が発生したときに解決のために予想される費用を信託財産に留保する方法、保険を掛けることで受託者の費用負担を軽減して、受託者責任を実質的に限定することが考えられる。これらの方策の実効性を検討することは、信託制度における責任分担の合理性を考える上で重要である。

(2) ドキュメンテーションの負担

不動産管理処分信託のように保有リスクの高い資産を扱う場合には、受託者の責任を限定しつつ、然るべき責任主体に相応の責任が分担される仕組みづくりが求められる。この課題を実現するために、受託者の信託債務に対する責任限定特約や、委託者の表明保証条項の設定、資力のある者を補償相手に追加することなどが行われる。

これらの仕組みについて、受託者が無過失責任を信託財産を超えて負担する可能性があるところから出発して交渉を開始する前提があるところから見直しを始めて、受託者の責任限定が機能するような規定を定めていくのであるから、契約項目が多岐になり、また、関係者の利害調整が複雑になるのは当然である。合意形成には多大な費用や時間を要し、不動産管理処分信託の契約実務上の大きな負担であるだけでなく、契約上の手当てだけでは、受託者の責任限定が適わない場合もある。

(3) 留保金の効果と限界

土壤汚染問題の発生により受託者の負担が予想される費用に相当する金銭を、予め信託財産に留保する方法がある⁽⁵⁶⁾。留保金は、土壤調査結果

や当該不動産の利用履歴，使用状況を勘案して，土壤汚染対策法の措置命令で要求される可能性のある浄化費用相当額などに定める。しかしながら，例えば，隣接地などの外延部に汚染が拡散した場合に被害者の損害賠償に応じるには，このような留保金では，必ずしも十分とは言えない。また，土壤汚染の社会的責任を重く問う機運の高まりを考えると，将来的な浄化費用の負担増に備える必要がある。ところが，社会環境の変化に応じて留保金を段階的に増額することは不確実であり，実現は難儀であろう。だからといって巨額の留保金を当初から設定することは，投資効率の低下を伴うため委託者や受益者の賛同を得にくいので非現実的である。

(4) いわゆる付保義務について

信託財産を守るための方策として保険を掛ける行為は，受託者の善管注意義務に含まれるという考え方が⁽⁵⁷⁾ある。そもそも，保険でもカバーできないような無過失責任の負担を負うリスクを誰が負担するのかという問題こそが，本来論じられるべきリスクであり，本稿で扱う問題も同様であるが⁽⁵⁸⁾，その前段階として，受託者が信託財産に保険を掛ける行為が，受託者の善管注意義務を構成するか否かは，若干の検討を要する。

いわゆる付保義務は，信託法第2次リステイトメント176条，信託財産の保存の義務を参考に論じられており，通常人が掛ける保険は，受託者も掛けなければならないとする。また，UTC816条⁽⁵⁹⁾(11)では，受託者の個別的権限として信託財産（受託者及びその代理人のための賠償保険をつけることも含まれる）に保険を付ける権限を与えているが，付保するか否かを含め善管注意義務の範疇であり，通常人が付保しないような保険に掛かる義務を受託者は負わない。したがって，受託者が付保義務を負う保険か否かは，想定されるリスクに対応した保険商品の実効性や普及度が判断基準となる。この基準に照らせば，不動産管理処分信託であれば，火災や水漏れ事故などを対象とする一般的な建物総合保険への加入は受託者の義務と言える一方，土壤汚染問題を対象とする環境賠償責任保険は，保険の引受が可能な物件が限られていること，及び当該保険の普及状況を踏まえると，現時点では付保義務はないと考える。

日本における代表的な環境責任賠償保険は、保険会社の免責条件が多く、例えば、区画形質の変更を含む開発行為に伴う土壤汚染問題の発生であるとか、アスベスト問題に関する諸費用など、まさに深刻な問題の発生が懸念される行為や事象が保険対象から除外されている。ところが、日本の不動産管理処分信託の形態は、更地の管理目的のような単純な管理信託に止まらずに多様である。実際には建物付の不動産への信託設定が大半であることから、必然的に土壤調査の際の技術的制約は大きく、調査精度の問題がある。最近は、信託期間中に高層マンションやオフィス建設などの開発行為計画のあるものが増えているが、開発行為中の不動産は保険対象外である。したがって、仮にこのような保険を信託財産に一律に掛けたとしても、実際に土壤汚染問題が発生したときに信託財産ないし受託者の固有財産を守ることができるかは、心許ない⁽⁶⁰⁾。また、仮に信託財産が付保対象に相応しい用途であったとしても、一般の火災保険のように普及が進み、商品として洗練され、標準的な資産保全手法にならない限り、付保義務を受託者に課すことはない。そして、付保権限の問題として処理される以上は、無過失責任の受託者への帰属は許容すべきではない⁽⁶¹⁾。

不動産管理処分信託に一律に付保義務を課したところで、資産保全の効果が見込めない以上は、受託者にこのような保険の加入を義務付ける合理性はなく、受託者が環境賠償責任保険に未加入であることは、受託者の信託事務の過失にはならない。

第五章 限定責任信託における無過失責任

改正法で導入される予定の限定責任信託は、本稿であげた諸問題に関する抜本的な解決策としての期待が大きい。信託が、信託財産の特性や信託目的に応じて受託者責任の範囲を柔軟に定めることができることは、信託の多様化や利用促進に資する。

そこで、限定責任信託では、受託者の責任は限定されるのか。その結果として、信託財産を超える部分の信託債務は、どのように扱われるの

かについて、若干検討したい。

第1節 受託者の責任限定の明確化

信託設定前の土壤汚染が原因である被害者の損害賠償請求権が、受託者の責任が限定される信託債権の範疇に含まれるのか、信託法案を見る限りは曖昧である。そのため、信託債権とされずに受託者への固有債権として直接受託者に帰属すると解釈される虞がある。

受託者の責任が限定される信託債権を各号に列挙する信託法案21条1項の各号の内、被害者の損害賠償請求権が何号に該当するか検証する。

- ① 21条1項2号は、「信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利」を指している。ここでいう「財産について生じた権利」とは、従来は、信託設定前に委託者との間で設定した抵当権や賃借権のことを示す考え方であったが、改正によって、土壤汚染被害に関する損害賠償請求権のような権利が含まれるのかは、定かではない。
- ② 同条同項8号は、「受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利」が対象である。単純に考えると信託設定前で受託者の関与がない原因行為により生じた権利は、8号には含まれないことになる。そして、工作物責任についても、受託者が何らかの「処理するについてした」ものとは言いがたい。また、妨害排除請求権や、土壤汚染対策法上の措置命令に伴う浄化措置を受託者が実施しない場合の知事の行政代執行に要した費用を徴収する権利も対象外と思われる⁽⁶²⁾。
- ③ 同条同項9号は、「処理するについてした」という限定を外して、「その他の信託事務の処理について生じた権利」にまで対象を広げている。したがって、受託者が不動産の名義人として信託財産を所有することから生じた責任に対するこれらの債権者の権利は、少なくとも9号には含まれると思われる⁽⁶³⁾。

また、法制審議会の議事録における法務省発言などを踏まえると、土壤汚染問題の信託債務に関する無過失の受託者の責任は、いずれの条項

を適用するものであれ、限定されると解することが制度趣旨に適うと考えられる。信託設定時および信託事務処理について受託者が無過失であれば、信託財産に生じた土壌汚染に関する受託者の責任限定は、明確に行うことができると解すべきである。

第2節 信託財産を超える損害の負担者

(1) 限定責任信託の導入が不利に働く者

信託法案224条によれば、「受託者が信託事務を行うについて悪意又は重大な過失が」ない以上は、受託者は信託財産のみをもって、その履行の責任を負うことになる。したがって、限定責任信託であることを知りつつ取引関係に入った信託債権者はともかく、土壌汚染の被害者をはじめとする事実的不法行為債権者や租税債権者たちにとっては、既存の信託制度との比較では、限定責任信託導入が不利に働く。これらの結論は一見、被害者たちに酷なように見える。しかし、限定責任信託を株式会社や合同会社、有限責任事業組合制度と同様、組織体を作る法制度として捉えると、特別な不利益にはならない。

(2) 信託債権者による債権者代位権の行使

土壌汚染が問題になった信託に対しては、信託を終了させるインセンティブが受託者には強く働き、委託者や汚染原因者、指図権者に対する責任追及に消極的になることも考えられる。信託債権者にとっては、受託者の協力が得られにくい状況ではあるが、このような場合は、受託者の求償権を被害者らが代位行使できる。

受託者の責任が限定されていない一般の信託では、受託者個人が破綻しない限り、債権者代位権を行使する要件を充たさないという考え方がある⁽⁶⁴⁾。しかし、限定責任信託では、信託財産の破綻で債権者代位（民法423条）の適用要件を備え、また、信託財産の破綻は、受託者から委託者らへの求償を妨げるものではないので、債権者代位権の行使は可能と思われる。

もちろん、受託者による他の責任当事者への積極的な責任追及や被害者らによる債権者代位権の行使がされたとしても、求償の実効性には限

界があり、最終的に信託債務が履行されない可能性は残る。

このような状況を憂慮する向きからは、受託者の個人責任を過重する旨の規定を設けるべきとする主張するかもしれない。しかし、それでは、従来の信託制度に実質的に立ち戻る結果となってしまう、限定責任信託制度を創設した意味がなくなるのである。

第六章 まとめ（財産管理者として受託者が担う役割に応じた責任分担の再考）

本稿は、受託者が信託財産の所有者として無過失責任を負う可能性がある場合に、受託者はどのような対応を取りうるかを、信託財産が土壤汚染されている場合をモデルケースに検討した。

信託財産の土壤汚染により受託者が負う無過失責任は、所有者の工作物責任、被害を受けた土地所有者からの妨害排除請求権に基づく汚染物質の排除義務、土壤汚染対策法7条に基づく土壤改善等の措置義務に整理できる。わが国では、受託者が信託財産の所有者として無過失の無限責任を負う虞がある。

一方で、同様の場面においてUTCの規定（1010条(b)項）を適用したとすると、受託者が無過失である場合は、そもそも信託財産の価値を上回る責任を負うことがないため、受託者が受益者への求償を要する局面自体が生じないことになる。信託事務処理につき、受託者に過失なくして生じた信託財産を上回る部分の損失の処理に関する日米の差異は、受託者が当該損失を負うか否かにあるのであって、受託者が受益者に求償できるか否かにあるのではないことを明らかにした。

そして、わが国では、受託者が一旦引き受けた無過失責任を信託財産や受益者、委託者、汚染原因者、指図権者へ求償することで、受託者の負担を実質的に解消できるか検討した。その実効性は、管理者にすぎない受託者に無過失責任を負わせない観点からは効果がない場合があり、必ずしも十分ではないことが明らかになった。また、受託者と他の関係者との間における責任分担の不均衡を解消するための契約交渉等には、

費用が嵩む上、受託者の責任が、信託財産の範囲に限定されないこともありうる。結局、信託設定や信託財産の管理を適切に遂行した受託者が、最終的に個人的な責任を負担する可能性が残ってしまい、完全にはこれを実現することはできない。

ところで、本稿のモデルケースのように、信託財産の瑕疵に原因があって受託者が負担した費用を求償する際には、委託者の責任を追求することも考えられる。すなわち、信託財産に起因した損害発生懸念について予め何の定めもないような信託契約を結んだ限りは、「受託者に損害が及ぶことのない信託財産を受託者に引渡すこと」の黙示の合意があり、信託財産に瑕疵がある場合は、委託者は、債務不履行責任として受託者に損害の及ぶことのない財産を受託者に引渡す義務が生じると考えるものである。

土壤汚染をはじめアスベスト汚染など、わが国の不動産を取巻く環境問題が次々に顕在化し、所有者としての無過失責任の負担がますます重くなる現状においては、受託者が、誠実な財産管理者として信託事務処理を適切に遂行しているにもかかわらず、予想外の重い無過失責任が生じてしまうこともありえて、不動産の信託の引受に受託者が躊躇せざるを得ないことも考えられる。信託の引受に受託者が慎重になるあまり、保有リスクの高い財産の管理にも適した信託という仕組みが、日本の法制度のなかで使われなくなりかねないことを危惧するものである。また、ひとつの解決策として限定責任信託が期待されるころ、これが十分に利用されるためには、少なくとも信託設定前の土壤汚染に関する第三者の損害賠償請求権は、法案21条1項の8号ないし9号を根拠に、受託者責任が限定される信託債権であるという解釈を確立する必要がある。

およそ他人のために信託目的に従って、信託財産を管理運用するだけで固有の利益を得ない、真の所有者というよりは、むしろ管理者又は名義人としての性格を強く持っているような受託者が、信託事務処理を適切に遂行しているにもかかわらず、無過失責任をなお負うことの是非について、また、受託者が負う無過失責任の範囲について、さらに検討すべきである。信託の発展のためには、受託者を無過失責任から解放し

て、現代社会で期待されている誠実な財産管理者としての能力を発揮できる体制の整備が必要である。

- (1) 土壤調査が定着した主な理由は以下のように考える。
 - ① 所有不動産の環境汚染問題をリスクファクターと捉える欧米の投資家が、日本の不動産に投資を始めた。
 - ② 土壤汚染対策法の施行やアスベスト汚染の社会問題化など環境汚染に対する問題意識を国内の投資家が高めた。
 - ③ 不動産流動化手法の発展に伴う不動産の金融商品化により、投資家やスキームに介在する専門家が資産審査プロセスの定型化を進め、厳格な審査基準を備えた。
- (2) 流動化目的の不動産管理処分信託の残高は、4年間（2002年3月末～2006年3月末）で5兆8,714億円（689件）から、18兆7,043億円（5,601件）に急増した（信託協会 <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>〔2006年10月31日〕「信託統計便覧」より）。

東京証券取引所に提出された「会社情報に関する報告書」等に公開された情報や新聞等に公表された情報に基づいた上場企業等の2005年度の不動産売買実態において、売却事例全体（4兆1,579億円，1,158件）に占める流動化不動産の割合は、売却額ベースで64%，件数ベースで55%。（みずほ信託銀行「不動産トピックス2006.5」1・6頁）。
- (3) 四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣，1989）288頁，能見善久『現代信託法』（有斐閣，2004）233頁，大阪谷公雄『信託法の研究(上)理論編』（信山社，1991）565頁，「わが信託法が受託者に附与する法律効果は，単なる管理権に止まらず，対外的には，所有権者と同様な権利主体としての地位と無限責任とを附与するものである。」。
- (4) 信託財産の価値や受益者の資力が十分でないときや受益者が受益権を放棄したときに，受託者が最終的に負担を回避できるかは定かではない。しかし，一応の手当てがあるということで問題が深刻に捉えられてこなかったのであろう。
- (5) 信託法案48条1項，5項。
- (6) 中西英人「第三者に対する受託者責任の限定」信託法研究20号（1995）57頁，「受託者の所有者責任については，わが国ではもっぱら民法717条の土地工作物責任の問題として論じられるが，国際的には環境汚染に対する損害賠償責任がその莫大な賠償金とともに大きな問題とし

て指摘されている。」。

- (7) 本稿では、過失不法行為責任を論点にせずに無過失責任を扱う。これは、土壤汚染問題の場合は、過失不法行為責任の原因者の特定や過失の証明は常に可能という訳ではなく、被害者救済という点からはここに限界があり、被害者は、財産を管理する受託者に対して、無過失責任を追究する可能性が高いためである。
- (8) 鹿児島地判昭和51年3月26日判時846号89頁，横浜地判昭和38年3月25日下民14巻3号444頁。
- (9) 大塚直「市街地土壤汚染浄化の費用負担(下)」ジュリスト1040号(1994)，100・103頁。
- (10) 「汚染土壤」の工作物責任についてあまり言及された論説がないことも，汚染土壤は工作物ではないという理解が前提にあるからではないか。
- (11) 幾代通・徳本伸一『不法行為法』(有斐閣，1993)170頁。
- (12) 幾代・徳本・前掲注(11)170頁，福岡地判昭和47年8月28日判タ283号172頁，横浜地判昭和51年9月9日判タ352号253頁。
- (13) 直接占有者が無資力である場合には，被害者の救済を限定するので立法論として批判があるが，本稿では通説に従って検討する。
- (14) 能見・前掲注(3)232頁，工作物責任を受託者と信託財産の間で最終的にどちらで負担すべきかという問題については，「受託者に占有管理上の過失がある場合には，受託者が最終的な負担を負うが，受託者に過失がない場合は，最終的に信託財産が負担する」としている。後者の場合で信託財産を超える負担が生じたときの扱いは不明である。
- (15) 仮に妨害排除請求権による汚染土壤の除去が可能であれば，受託者は，信託財産の汚染原因者に対して妨害排除請求権に基づく汚染物質の除去請求ができる。
- (16) 川島武宜『新版 所有権法の理論』(岩波書店，1987)116-117頁。
- (17) 内田貴『民法I〔第2版〕』(東京大学出版会，1999)344-345頁。
- (18) 高橋滋「土壤汚染対策法の論点」ジュリスト1233号(2002)，13頁。
- (19) 赤羽貴・出張智己「土壤汚染対策法をめぐる法的諸問題(下)－M&A，金融，不動産ビジネスへの影響と企業の環境リスク管理－」金融法務事情1675号(2003)，52頁。
- (20) Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act
- (21) 有害物質信託基金(スーパーファンド)は，石油税・法人所得税・化学品税・一般歳入・化学誘導品税などを財源として，90年までに累計で

無過失責任に対する受託者の対応

152億ドルが投入された。(志田慎太郎「米国スーパーファンド法に学ぶ
土壌汚染対策」安全工学238号(2004)23頁)。財団法人日本環境協会が
管理するわが国の土壌汚染対策基金の残高は、06年3月末現在で15億円
弱である。(財団法人日本環境協会 <http://www.jeas.or.jp/disc/pdf17/17ksk7.pdf> [2006年10月31日])。

- (22) 当初の対象者は、①汚染施設の現在の所有者及び管理者、②汚染施設の過去の所有者、③有害物質の製造者や有害物質を運搬のため受領し自ら処分地を選択した者。その後、判例で、④子会社の施設に関与した親会社や、⑤一定の場合の融資者まで拡大。従来の法慣習からするともよらぬ者までが巨額の費用を負担させられた。
- (23) Potentially Responsible Parties
- (24) 「スーパーファンド法の適用対象となった土地の浄化費用の平均負担額は2千万から4千万ドルが見込まれる。」(山本浩美『アメリカ環境訴訟法』(弘文堂, 2002) 51頁)。
- (25) スーパーファンド法の問題点の指摘は少なくない。①PRPが過剰。政策的に広げられたものではあるが、公正と言えるか。特にブラウンフィールド問題との関係では汚染地の善意の購入者をどう扱うべきか。②PRPの責任関係を連帯責任とすることの問題。公正の観点から連帯責任を課することを回避した判決も現れている。③発動基準の不明確さ。④達成基準の不明確さ。⑤PRPは浄化措置後も浄化方法に関する市民からの訴訟に怯え、浄化するメリットを感じられない。⑥責任の遡及。同法に規定がないにもかかわらず、ほとんどの裁判例が責任の遡及を認めており、公正さに欠ける。⑦①から④の要因が相俟って潜在的浄化費用の算定が困難。
(大塚直「スーパーファンド法をめぐる議論」『[2002] アメリカ法』(日米法学会, 2002) 47-49頁)。
- (26) ブラウンフィールド問題は、環境規制の意図を超えた現象と言われるが、既成市街地内や近接した場所にある工場跡地の開発により商業・住居系への用途転換が盛んなわが国にとって看過できない問題である。汚染土壌の浄化や改良後の開発行為や処分を目的とした信託に対する社会的ニーズはあると思われるが、引受に当たっては、受託者責任が予見可能な範囲内に限定されることが前提となろう。
- (27) Superfund Amendments and Reauthorization Act
- (28) Environmental Protection Agency
- (29) 同法制定の経緯については、黒坂則子「アメリカにおける土壌汚染浄

化政策の新展開—ブラウンフィールド新法の意義—」同志社法学56巻3号 (2004)。

- (30) William J.Holmes "THE EVOLUTION OF THE TRUST:A CREATIVE SOLUTION TO TRUSTEE LIABILITY UNDER CERCLA" 1995 Villanova University

同論文で取り上げた判例として Premium Plastics v. LaSalle National Bank, No.92-C-413, 1992 U.S. Dist. LEXIS 16119 (N.D. Ill. Oct. 22, 1992). Nurad, Inc. v. Wm. E. Hooper & Sons, 966 F.2d 837 (4th Cir. 1992).

Con-Tech Sales Defined Benefit Trust v. Cockerham, No.87-5137, 1991 U.S. Dist. LEXIS 14624 (E.D. Pa. Oct. 9, 1991).

- (31) 環境省 『「今後の土壤環境保全対策の在り方に対する考え方の取りまとめ案」等への意見の概要及び意見に対する考え方について』 (2002) 16頁 (4)17。

- (32) 大塚・前掲注(25), 55-56頁。

- (33) ドイツ・オランダ・デンマーク・スウェーデンなどでは、善意の購入者は一定の条件下で対策義務を負わないか免責される。フランス・台湾では、汚染原因者ではない土地所有者は責任を負わない。大塚直「土壤汚染対策法施行にあたっての諸問題」大塚直ほか『「土壤汚染対策法」のすべて』(化学工業日報社, 2003) 60-61頁, 木下弘志「諸外国における土壤汚染の法制度」基礎工383号 (2005) 18頁。

- (34) Restatement (second) of Trust § 265 (1959), 「第三者に対し, ある人の負う責任が, 自ら結んだ契約の結果でなく, 自らおかした不法行為の結果でもなく, 財産の所有者としてのものである場合, 受託者は, 信託財産の所有者として個人的な責任を負う。ただし, この責任の限度は, 信託財産に費用補償を請求できる範囲とする。」樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅡ』(弘文堂, 2003) 271頁。

- (35) Restatement (second) of Trust § 264 (1959) 「受託者は, 信託の管理運用の過程で生じた不法行為につき, 信託と無関係に自らのものとして当該財産を所有していた場合と同様に, 第三者に対し個人的な責任を負う。」樋口・前掲注(34), 255頁。同様な規定を第1次信託法リステイメントに遡ってみることができる。

Restatement of The Law of Trust § 264 (1935) 「264条 受託者は, 信託事務処理に関して第三者に対して為したる不法行為については, 信託とは無関係に信託財産を保有する場合と同一の範囲に於て第三者に対して自主的責任を負う。」(司法省調査課『米国信託法リステイメント』司

無過失責任に対する受託者の対応

法資料第293号(大阪谷公雄訳)。

- (36) 樋口・前掲注(34), 271頁。
- (37) Restatement of The Law of Trust § 265 (1935)「受託者は信託財産を以て補償を受くる限度に於ては第三者に対して信託財産の主体としての責任に付自主的責任を負う」(司法省調査課『米国信託法リステイトメント』司法資料第293号(大阪谷公雄訳))。
- (38) 樋口・前掲注(34), 271頁。
- (39) Uniform Trust Code
- (40) 原文については, <http://www.law.upenn.edu/bll/ulc/uta/2005final.htm> [2006年10月31日]参照。
「1010条(b)受託者は, 信託の管理運用の過程で生じた不法行為, または信託財産の所有もしくは支配から生ずる義務に関連して負う責任については, 環境法違反の責任を含めて, 受託者自らに過失がある場合に限り, 個人的な責任を負う。」(大塚正民・樋口範雄『現代アメリカ信託法』(有信堂高文社, 2002) 225頁)。
- (41) 樋口・前掲注(34), 266-267頁。
- (42) 樋口・前掲注(34), 267頁。
- (43) 信託法40条2項, 信託法案36条。
- (44) 処分の容易でない資産を売却するための土壤改良工事の費用を受託者が立替えて, 資産価値の回復を図るところまでを一般的な受託者の信託事務の範囲に広げるとは, 受託者に対する過大な期待であり, 信託行為に別段の定めが必要になると考える。
- (45) 能見・前掲注(3)207頁。
- (46) 能見・前掲注(3)196頁。
- (47) 能見・前掲注(3)196頁。
- (48) 中野正俊『信託法講義』(酒井書店, 2005) 135頁。
- (49) 四宮・前掲注(3)294頁, 能見・前掲注(3)207頁。
- (50) 田中實・山田昭・雨宮孝子『改訂信託法』(学陽書房, 1998) 59頁。
- (51) 本稿では, 委託者の表明保証条項を「委託者が信託財産には瑕疵がないことを表明保証し, 将来, 信託財産の瑕疵から生じた問題は, 委託者が一切の費用および責任を負うことを契約に記載したもの」であることを前提としている。
- (52) 金田繁「表明保証条項をめぐる実務上の諸問題(上)」金融法務事情1771号(2006) 44頁。
- (53) 中央環境審議会答申「今後の土壤環境保全対策の在り方について」

(2002) 8 頁。「近年報告されている土壤汚染の事例には、油による土壤汚染等生活環境の保全の観点からの対応が求められるものがある。このような生活環境保全の観点からの環境影響の防止も重要な課題であるが、これらに関する科学的知見等が現時点では十分に集積されていない。このため、早急に油による土壤汚染の実態把握、影響評価についての知見の集積を図る必要がある。また、今回対象としていない土壤汚染のリスクや物質についても、今後、土壤汚染の実態把握、影響評価についての知見の集積に勤める必要がある。」(衆参両院で同旨の附帯決議がある。(衆議院2002年4月5日、参議院2002年5月21日))。

- (54) 前掲注(53)を受けた油汚染対策に関する取組成果として、環境省水・大気環境局「油汚染対策ガイドライン—鉱油類を含む土壤に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方—」(2006)。パブリックコメントによると、環境庁は、土壤汚染対策法への組込を直ちには考えていない。
- (55) UTCには、指図権者の責任規定がある。「UTC808条(d)受託者以外で指図権限を有する者は、信認義務を負う受認者と推定され、受認者として、信託目的と受益者の利益に従い、誠実に行動することを要求される。指図権限を有する者は、信認義務違反から生ずるいかなる損害についても責任を負う。」(大塚・樋口・前掲注(40)219-220頁) 信託を利用した財産管理スキームにおける関係者の責任の在り方が表れた規定である。わが国では、十分な議論がなされてはいないが、指図権者の義務と責任を明確にすることは、受益者の保護に資するだけでなく、信託関係者間の合理的なリスク分担を実現するためにも、必要な観点と思われる。
- (56) 予見できない土壤汚染問題を扱う本稿のテーマには必ずしも即さないが、実務上、一般的な土壤汚染問題への対応方法による責任限定の限界を検討するものである。
- (57) 四宮・前掲注(3)248頁、信託法第2次リステイトメント176条。
- (58) 北村恵美「信託財産に帰属する債務に関する一考察」信託法研究18号(1994)9頁、「リスクを保険でカバーする措置をとることも多いが、それのみで対応し切れないような場合に問題が顕在化するおそれある」。
- (59) 「UTC816条(11)信託財産に保険をつける権限。これには、受託者およびその代理人のための賠償責任保険をつけることも含まれる。」(大塚・樋口 前掲注(40)221頁)。
- (60) 志田慎太郎「土壤汚染リスクと損害保険」産業と環境401号(2006), 68頁, 「土壤汚染に関する保険はあまり一般的な保険とはいえず、限定

無過失責任に対する受託者の対応

された条件の下で引き受けられている。(中略) 土壌汚染のリスクは自社の責任と保有で解決するという基本は大きく変化しないであろう。」。

- (61) 「(保険制度および社会保障制度の普及に伴う無過失責任導入の根拠を論じる前提条件として) 保険制度等の損失分散システムなしに無過失責任が導入されることは考えられない。」(内田貴『契約の時代』(岩波書店, 2000) 204頁)。
- (62) この点について, 法制審議会信託法部会(第27回)において, 法務省からは, これらの権利も8号に含まれる旨発言があったが, 席上, 法務省案では規律される範囲がはっきりしないとの指摘を受けている。法案化後もなお, 条文の解釈には疑問が残る。
- (63) 中田裕康「信託法改正要綱の意義」信託226号(2006), 14頁。
- (64) 能見 前掲注(3)179頁。

(みずほ信託銀行 経営企画部 調査役)

